

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年2月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇土地改良区に係る（R3年2月に定期検査した経緯経過が分かる書類 法人検査課、農林水産部〇〇）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年3月31日、実施機関は、別表に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、公文書1についてはその全てを公開する公文書公開決定処分（本件審査請求外）を、公文書2から公文書11までについてはこれらの公文書に記録された情報のうち条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（本件審査請求外）を、公文書12から公文書14までについてはその全部を非公開とする公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年4月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件処分に対する審査請求につき、諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分に係る審査請求書には、「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求書には、「県は、本来あるべき書類（多面的事業及び国営事業等の契約による公布金等の書類がないので出せ。また、員外監事による氏名有の監査した書類があるので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対する説明は、おおむね次のとおりである。

1 ○○土地改良区に対し実施した検査について

法人検査課は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項及び徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施するとともに、特に必要があると認めた場合に特別検査を実施している。

また、土地改良法第133条第1項の規定に基づき、当該土地改良区の組合員等から請求があった場合に、請求検査を実施している。

令和2年度に、法人検査課は○○土地改良区（以下「被検査団体」という。）に対し、令和2年12月16日及び令和3年2月15日から同月24日までの期間、定期検査を実施した。

2 本件請求の対象公文書について

本件請求があった令和3年12月18日時点において、法人検査課が保有する令和2年度の被検査団体の検査に関する公文書は別表記載の公文書1から公文書14と特定した。このうち本件処分に関する公文書は公文書2から公文書11である。

なお、公文書2から公文書11は本検査前に被検査団体に対して提出を求めた資料である。

3 非公開とした部分及びその理由

本件処分において非公開とした公文書12から公文書14は、被検査団体の予算、決算に関する収支内訳を示す情報及び財産に関する情報である。これらの情報は、公にすることにより、被検査団体の事業運営に係る重要事項等が分析され、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、条例第8条第2号に該当し、非公開とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、多面的機能支払交付金や国営事業等の契約に係る書類、員外監事による監査に係る書類を公開するよう求めていると推察される。しかし、法人検査課の保有する請求対象公文書は別表記載の公文書1から公文書14のみである。そのため、審査請求人が公開を求める書類について、法人検査課は保有していない。

5 結論

以上により、別表記載のとおり、本件請求に係る公文書は、条例第8条第2号に規定する情報に該当するため、非公開とする本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月14日	諮問
令和7年6月25日 第1部会（第24回）	審議
同年 7月28日 第1部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案において審査の対象となる公文書について

本件請求は、令和3年2月に実施された、令和2年度〇〇土地改良区の定期検査に関する公文書のうち、法人検査課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、令和2年度〇〇土地改良区の定期検査に関する本件公文書のうち、公文書12から公文書14までについて本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、あるべき書類として、多面的機能支払交付金や国営事業等の契約に係る書類並びに員外監事の氏名が記載された監査に係る書類がない旨主張しており、公文書の特定について争っている。

実施機関における土地改良区の検査は、徳島県土地改良区等検査実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところにより実施されている。実施要領の第6の3では、検査担当職員は土地改良区に対し、実施要領の別紙様式4による土地改良区検査提出資料の提出を求めるものとされているが、多面的機能支払交付金や国営事業等の契約に係る書類は、実施要領に基づき土地改良区が提出すべき書類には含まれていない。また、本件公文書中の監査意見書（公文書4の(5)、公文書5の(5)等）には、監事の氏名が記載されているが、これらの記載の監事が員外監事であるかどうかは、本件審査請求の審査には無関係な事項である。

したがって、実施機関が特定した公文書には特段の不足はないため、公文書12から公文書14までのうち実施機関が非公開とした部分について、当該非公開とした部分が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかどうかを、以下検討することとする。

2 条例の規定について

(1) 条例の非公開情報について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

(2) 公文書の部分公開義務について

条例第9条は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が含まれている場合における実施機関の部分公開義務を定めるものである。

すなわち、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、実施機関は、当該部分を除いた部分を公開すべきであるが、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、部分公開義務は生じないとするものである。

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている内容が、公開しても意味がないと客観的に認められる場合を意味するものとされている。例えば、残りの部分に記載されている内容が無意味な文字や数字の羅列となる場合、単に様式だけとなる場

合等である。

なお、残りの部分に記録された情報が有意なものであるかどうかの判断は、請求者の主観的意図との関係によって判断すべきものではなく、社会的常識に照らし客観的に決めるべきものとされている。

3 公文書に記録された情報の条例第8条第2号該当性及び部分公開の適否について

(1) 公文書12について

公文書12は、令和2年度〇〇土地改良区定期検査に係る事前提出資料のうち金銭出納簿である。ここには、本件土地改良区の現金の入金及び出金の情報が1件ずつ記録されている。これらの情報は、財務の管理に関する内部管理情報であり、これを当該土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、当該情報は条例第8条第2号に該当する。

公文書12から上記の非公開情報を除くと、「金銭出納簿」の題名及び金銭出納簿に記録された情報の項目名の記載が残るが、これらは金銭出納簿として当然に記載されるものであり、これらのみを公開しても意味がないものである。

したがって、公文書12の非公開情報の部分を除くと、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるため、公文書12の全体を非公開とすべきである。

(2) 公文書13について

公文書13は、令和2年度〇〇土地改良区定期検査に係る事前提出資料のうち収支簿である。ここには、公文書12に記録された本件土地改良区の現金の入金及び出金の情報を会計ごとに科目別に集計したものが記録されており、これらの集計した情報は、財務の管理に関する内部管理情報であり、これを当該土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、当該情報は条例第8条第2号に該当する。

公文書13から上記の非公開情報を除くと、「収支簿」の題名及び収支簿に記録された情報の項目名の記載が残るが、これらは収支簿として当然に記載されるものであり、これらのみを公開しても意味がないものである。

したがって、公文書13の非公開情報の部分を除くと、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるため、公文書13の全体を非公開とすべきである。

(3) 公文書14について

公文書14は、令和2年度〇〇土地改良区定期検査に係る事前提出資料のうち残高証明書である。ここには、本件土地改良区名義の預金に関する情報である金融機関名、預金の種類、口座番号及び残高が記録されている。当該情報は本件土地改良区の財務の管理に関する内部管理情報であり、これを当該土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがある。

ると認められるため、当該情報は条例第8条第2号に該当する。

公文書14から上記の非公開情報を除くと、残高証明書の題名並びに発行日、証明文句、注意事項等の記載が残るが、これらはいずれも残高証明書であれば当然に記載されるものであり、これらのみを公開しても意味がないものである。

したがって、公文書14の非公開情報の部分を除くと、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるため、公文書14の全体を非公開とすべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	

別表

公文書の件名	非公開部分	条例第8条の該当する号
公文書1 令和2年12月11日 付け立案文書「検査の 実施について(〇〇 土地改良区)」		

公文書 2 検査必要書類提出について	土地改良区理事長印の印影	(1)	第 2 号
公文書 3 土地改良区検査事前提出資料	表紙の土地改良区理事長印の印影	(1)	第 2 号
	「 6 役員 別紙 (3) 役員名簿」の年齢の欄	(2)	第 1 号
	「 7 職員 (2) 職員名簿」の氏名から職名までの欄	(3)	第 1 号
	「 1 0 監査」の主な指摘事項	(4)	第 2 号
	「 1 1 組合員の賦課徴収状況」に係る既存資料の賦課調定額から未収額までの欄	(5)	第 2 号
	「第 3 経理の状況 1 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄(ただし、未償還元金の合計額を除く)	(6)	第 2 号
	「第 3 経理の状況 2 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(7)	第 2 号
	「 1 2 農地転用及び決済金徴収状況」の決裁件数から同左金額までの欄	(8)	第 2 号
	「 1 5 出納の状況」に係る別冊資料の収入から差引残高までの欄 (合計を除く)	(9)	第 2 号
公文書 4 平成 2 6 年度通常総代会議案書	「目次」の事務局長の氏名	(1)	第 1 号
	第 2 号議案の「第 4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄 (総合計欄を除く)	(2)	第 2 号
	第 2 号議案の「第 4. 経理の状況 2. 一時借入金」の年月日から付記までの欄	(3)	第 2 号
	第 2 号議案の「第 4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(4)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第 1 号
	第 3 号議案の「平成 2 8 年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(6)	第 2 号
	第 3 号議案の「平成 2 8 年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第 2 号
	第 3 号議案の「平成 2 8 年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第 2 号
	第 3 号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第 2 号

	第4号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(10)	第2号
	第5号議案「平成30年度事業計画（案）決議の件」の予定事業費	(11)	第2号
	第6号議案「平成30年度一般会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(12)	第2号
	第7号議案「平成30年度特別会計小水力発電事業収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(13)	第2号
	第8号議案「平成30年度積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(14)	第2号
	第9号議案「平成30年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号
	第10号議案の「平成30年度支線会計収支予算（案）決議の件」の各支線収支予算書（案）の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第13号議案「平成30年度一時借入（案）決議の件」の「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄	(17)	第2号
公文書5 通常総代会議案書 別冊（案）	第14号議案「平成30年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	(18)	第2号
	第15号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄（ただし、未償還元金の合計欄を除く）	(1)	第2号
	第15号議案の「第3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第2号
	第16号議案の「平成28年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号
	第17号議案「平成28年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」(1)流動資産(2)負債の各年度の借入額及び償還期限	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
公文書6 通常総代会議案書（案） （平成31年3月5日）	第18号議案「平成30年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支予算書（案）」の項、目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第2号
	「目次」の事務局長の氏名	(1)	第1号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄（総合計欄を除く）	(2)	第2号

開催)	第1号議案の「第4. 経理の状況 2. 一時借入金」の年月日から付記までの欄	(3)	第2号
	第1号議案の「第4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第2号議案の「平成29年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(6)	第2号
	第2号議案の「平成29年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第2号
	第2号議案の「平成29年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第2号
	第2号議案の「平成29年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第2号
	第2号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(10)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(11)	第1号
	第3号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(12)	第2号
	第4号議案「平成31年度事業計画（案）決議の件」の予定事業費	(13)	第2号
	第5号議案「平成31年度一般会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(14)	第2号
	第6号議案「平成31年度特別会計小水力発電事業収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号
	第7号議案「平成31年度積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第8号議案「平成31年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(17)	第2号
	第9号議案の「平成31年度支線会計収支予算（案）決議の件」の各支線収支予算書（案）の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(18)	第2号
	第12号議案「平成31年度一時借入（案）決議の件」の「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄	(19)	第2号
	第13号議案「平成31年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	(20)	第2号

公文書 7 平成 31 年度通常総代 会議案書 別冊 (案)	第 17 号議案の「第 3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄(ただし、未償還元金の合計欄を除く)	(1)	第 2 号
	第 17 号議案の「第 3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第 2 号
	第 18 号議案の「平成 29 年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第 2 号
	第 19 号議案「平成 29 年度国営附帯県営農地防災事業 財産目録承認の件」(1)流動資産(2)負債の各年度の借入額及び償還期限	(4)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第 1 号
	第 20 号議案「平成 31 年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支予算書 (案)」の項、目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第 2 号
公文書 8 通常総代会議案書 (案) (令和 2 年 3 月 5 日開 催分)	「目次」の事務局長の名前	(1)	第 1 号
	第 1 号議案の「第 4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入元金から償還期限までの欄	(2)	第 2 号
	第 1 号議案の「第 4. 経理の状況 2. 一時借入金」の年月日から付記までの欄	(3)	第 2 号
	第 1 号議案の「第 4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(4)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第 1 号
	第 2 号議案の「平成 30 年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(6)	第 2 号
	第 2 号議案の「平成 30 年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(7)	第 2 号
	第 2 号議案の「平成 30 年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(8)	第 2 号
	第 2 号議案の「平成 30 年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(9)	第 2 号
	第 2 号議案の「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(10)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(11)	第 1 号

	第3号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額	(12)	第2号
	第4号議案「令和2年度事業計画（案）決議の件」の予定事業費	(13)	第2号
	第5号議案「令和2年度一般会計収支予算書」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(14)	第2号
	第6号議案「令和2年度積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(15)	第2号
	第7号議案「令和2年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(16)	第2号
	第8号議案の「令和2年度支線会計収支予算（案）決議の件」の各支線収支予算書（案）の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(17)	第2号
	第11号議案「令和2年度一時借入（案）決議の件」の「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄	(18)	第2号
	第12号議案「令和2年度現金預入先（案）決議の件」の預入先	(19)	第2号
公文書9 令和2年度 通常総代会議案書 別冊（案）	第15号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の借入利息から償還期限までの欄	(1)	第2号
	第15号議案の「第3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の徴収成績」の賦課額から未収額までの欄	(2)	第2号
	第16号議案の「平成30年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号
	第17号議案「平成30年度国営附帯県営農地防災事業 財産目録承認の件」(1)流動資産(2)負債の各年度の借入額及び償還期限	(4)	第2号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(5)	第1号
	第18号議案「令和2年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支予算書（案）」の項及び目の本年度予算額から付記までの欄	(6)	第2号
公文書10 令和元年度収支決算承認の件	「平成31・令和元年度一般会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(1)	第2号
	「令和元年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(2)	第2号
	「平成31・令和元年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(3)	第2号

	「平成 3 1・令和元年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(4)	第 2 号
	「支線会計収支決算」の各支線決算書の項及び目の本年度決算額から付記までの欄	(5)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(6)	第 1 号
公文書 1 1 令和元年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支決算承認の件	「令和元年度国営附帯県営農地防災事業 積立金会計収支決算書」の項、目の本年度決算額から付記までの欄	(1)	第 2 号
	「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影	(2)	第 1 号
公文書 1 2 令和 2 年度〇〇土地改良区定期検査に係る事前提出資料のうち金銭出納簿	全て	(1)	第 2 号
公文書 1 3 令和 2 年度〇〇土地改良区定期検査に係る事前提出資料のうち収支簿	全て	(1)	第 2 号
公文書 1 4 令和 2 年度〇〇土地改良区定期検査に係る事前提出資料のうち残高証明書	全て	(1)	第 2 号